

別紙2

事業内容等の詳細

第1 事業の内容

本事業においては、土壤改良資材の施用等による農地土壤の物理性、化学性又は生物学的特性の改善を通じて農作物の収量又は品質の回復と増大を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

1 地力強化計画の策定等

(1) 地力強化計画検討会の開催

事業実施主体は、本事業の開始に当たり、(2) の地力強化計画を策定するため、地力強化計画検討会を開催するものとする。

(2) 地力強化計画の策定

事業実施主体は、地力強化計画において、「平成28年度産地リスク軽減技術総合対策事業のうち地力強化対策推進事業の公募について」の7の(1)のイの事業実施計画の内容を踏まえ、次の各項目について明らかにするものとする。

① 事業目的、事業対象作物の種類、作型及び栽培暦並びに対象ほ場の現況(土質、ほ場管理履歴等)の詳細

② 対象ほ場の農地土壤が抱える課題及びその解決方法

③ ②の課題を解決するために本事業で実施する地力強化の取組及び本事業以外で実施する地力強化の取組の内容

④ 事業の実施体制及び実施スケジュール

⑤ 地力強化の取組を実施することにより達成すべき第4の1の成果目標、当該目標達成を可能とする理由及び取組効果(成果目標の達成度)を評価する方法

なお、②については、課題及び解決方法を具体的に特定するとともに、⑤については、目標達成を可能とする根拠等を客観的に記述するものとする。

また、地力強化計画の策定に当たっては、地域の農業改良普及センター、農業試験場等の公的機関又は大学等の専門家の指導・助言を受けるものとする。

(3) 土壤分析の実施

事業実施主体は、事業実施のために必要な範囲内において、特定の項目に係る土壤分析を実施できるものとする。

2 地力強化技術の導入

事業実施主体は、第4の1の成果目標を達成するため、1の(2) の地力強化計画に基づき、土壤改良資材の施用等の地力強化の取組(土壤土層改良及び暗きよ等の整備を除く。)を実施するものとする。

3 地力強化の取組効果の検証等

(1) 対策効果検討会の開催

事業実施主体は、事業の終了に当たり、(2)の取組効果の検証のため、対策効果検討会を開催するものとする。

(2) 取組効果の検証

事業実施主体は、土壤分析、収量分析又は品質分析等の結果に基づき、2の取組効果の検証を行うものとする。

第2 事業実施主体

- 1 別紙1の事業実施主体の欄の協議会（以下「協議会」という。）は、本事業の趣旨を踏まえ、また、事業の効果的な実施及び事業成果の広範な普及に努めることを旨として、農業者、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業協同組合、土地改良区、その他農業者の組織する団体のいずれかを基本的な構成員とし、都道府県の試験研究機関又は普及組織、市町村、民間事業者等のいずれかを含む二以上の構成員をもって構成されるものであって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定め（以下「協議会規約等」という。）があるものとする。
- 2 協議会規約等は、最初の事業計画の承認手続の終了までに定めなければならぬ。なお、既存の協議会等、本事業の事業実施主体となり得る母体が最初の事業計画の提出前に既に存在し、協議会規約等がある場合においては、当該協議会規約等を必要に応じ一部改正すること等により1の要件を満たすこととなる場合には、当該改正後の協議会規約等をもって、本事業の事業実施主体の協議会規約等とみなすことができるものとする。この場合において、事業実施主体は、1に掲げる要件を全て満たすとともに、当該一部改正等は、最初の事業計画の承認手続の終了までに効力を生じていなければならない。

第3 事業実施基準

- 1 別紙1の補助要件の欄の2の要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (2) 事業成果について、例えば農業技術指導、営農指導、インターネットによる発信等の手段を活用して、積極的に外部に情報提供を行うとともに、同様の課題を抱える産地への普及に努めること。
- 2 事業対象となるほ場は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される農業振興地域内の農用地区域内にあること。本事業の終了後も地力のモデルほ場として営農が維持され、少なくとも5年以上、営農が継続される見込みがあること。
- 3 地力強化の取組は、事業目標である収量の向上又は収穫物の品質の向上の効果

を得るために必要不可欠であり、かつ最も合理的な手段、方法に限定すること。本事業の取組以外に地力強化のための取組を実施する場合には、本事業の取組とあわせて実施することで本事業の実施効果を損なわないものであること。

- 4 事業実施主体は、事業の実施に当たり、地域の農業改良普及センター、農業試験場等の公的機関又は大学等の専門家の指導・助言を受けることができる体制を構築すること。
- 5 地力強化の取組に資する土壤改良資材等は、その施用による収量の向上又は収穫物の品質の向上の効果が具体的に見込めるものであり、かつ、主として地力の強化（土壤の物理性、化学性又は生物学的特性の改善）を通じて発現するものであって、これらの効果が広く一般に認められているものであること。土壤改良資材等の選定に当たっては、地域の農業改良普及センター、農業試験場等の公的機関又は大学等の専門家の指導・助言を受けること。

第4 採択要件

1 成果目標

成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。ただし、事業対象作物の種類や作型等の制約により栽培期間が複数年度にわたるため、事業の効果を最初の事業実施年度に確認することが困難である場合、又は土壤改良資材の性質上、その効果の発現に複数年度を要すると認められる場合に限り、最初の事業実施年度の翌々年度を限度として目標年度を設定することができる。

第5 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、取組に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- 2 別表2に掲げる経費のうち、消耗品費で購入する土壤改良資材等については、第3の5で定める土壤改良資材等のみを認めることとする。
- 3 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 4 補助対象経費は、事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。
- 5 事業費の管理に当たっては、特別会計等を設けるなど他の経費と経理を区分するものとする。

別表1（第4関係）

地力強化対策推進事業の成果目標の基準

成果目標	成果目標の基準
地力強化の取組を通じた農作物の収量又は収穫物の品質の回復・増大	<p>① 10a当たり平均収量等の収量に係る指標が、過去の同一作物の平均的な指標と比較して明らかに低下している地区（土壤診断の結果等から判断して、その原因に地力の低下が大きく寄与していると認められる場合に限る。）にあっては、目標年度までに、本事業による地力強化の取組を通じて、当該収量に係る指標の改善により定量的に示される増収を達成。</p> <p>② 10a当たりの平均収量等の収量に係る指標が、他地区の同一作物の平均的な指標と比較して明らかに低い水準にある地区（土壤診断の結果等から判断して、その原因に地力の低下が大きく寄与していると認められる場合に限る。）にあっては、目標年度までに、本事業による地力強化の取組を通じて、当該収量に係る指標の改善により定量的に示される増収を達成。</p> <p>③ 収穫物の品質、等級等に係る指標が、過去の同一作物の平均的な指標と比較して明らかに低下している地区（土壤診断の結果等から総合的に判断して、その原因に地力の低下が大きく関与していると認められる場合に限る。）にあっては、目標年度までに、本事業による地力強化の取組を通じて、当該品質に係る指標の改善により定量的に示される品質向上を達成。</p> <p>④ 収穫物の品質、等級等に係る指標が、他地区の平均的な指標と比較して明らかに低い水準にある地区（土壤診断の結果等から総合的に判断して、その原因に地力の低下が大きく関与していると認められる場合に限る。）にあっては、目標年度までに、本事業による地力強化の取組を通じて、当該品質に係る指標の改善により定量的に示される品質向上を達成。</p>

(注) 事業実施主体は、①から④までのいずれかの成果目標を選択できる。また、①から④までに加え、事業成果の普及に係る目標を任意で設定することができる。

別表2（第5関係）

地力強化対策推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
賃金		<p>本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、必要な補助員（アルバイト等）に支払う労働に応じた対価</p> <p>本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p>	<p>雇用通知書等により本事業で雇用したことを明らかにすること。</p> <p>補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</p>
通勤費		本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費	
謝金		<p>本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p> <p>謝金には、その性格上定められた単価はないが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p>	<p>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業実施主体が雇用する者に対する謝金は認めない。</p>
備品費		<p>本事業を実施するために直接必要な機器等の購入、レンタル経費</p> <p>必要な機器等のうち分析関</p>	見積書（原則3者以上、該当する備品が1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。

		<p>係機器は、事業実施主体の構成員が携帯可能な簡易土壌分析機器を有していない場合の、当該機器の購入、レンタル経費</p> <p>ただし、購入は、レンタル等賃貸借を行うことが困難な場合に限る。</p> <p>なお、ここでいう備品は、原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が5万円以上のものとする。</p>	<p>機器等の修繕、整備等の経費は対象外。</p> <p>機器等のリース経費は対象外。</p> <p>機器等のうち携帯可能な簡易土壌分析機器以外の分析関係機器の購入、レンタル経費は対象外。</p>
事業費	土壤改良資材等購入・散布費	<p>第4の1の成果目標を達成するためには不可欠な土壤改良資材等の資材の購入費</p> <p>事業実施主体の構成員に属さない散布作業者への対価、謝礼（事業実施主体が自ら散布作業を行うことができない特段の事情がある場合に限る。）。</p> <p>散布機本体のレンタル経費（事業実施主体を構成する者のいずれもが事業実施上必要な散布機を有していない等の特段の事情がある場合に限る。）</p> <p>事業実施主体の構成員以外の者が散布作業を請け負う場合の、請負経費（事業実施主体が自ら散布作業を行うことができない特段の事情がある場合で、かつ、事業実施主体を構成する者のいずれもが事業実施上必要な散布機を有していない等の特段の事情がある場合に限る。）。</p>	<p>散布機を購入、リース、修繕、整備等するための経費は対象外。</p> <p>事業実施主体が自ら散布作業を行う場合の実施主体構成員に属する作業者への対価、謝礼は対象外。</p>

会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（5万円未満）な物品 ・CD-ROM等の少額（5万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）な器具等 	消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、電話代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入にかかる経費	新聞、定期刊行物等の定期購読するものは除く。
借上費	本事業を実施するために直接必要な会議場、自動車、実験機器、事務機器、ほ場等の借上げにかかる経費	
役務費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験（土壤、試料の分析・試験、物品の加工）等を外注して行う経費	
委託費	本事業を実施するために直接必要なその他の経費	
	本事業の目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に

	取りまとめ等)を他の者(事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するため必要な経費	限り実施できるものとする。補助金の額の50%未満すること。 事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 事業実施主体内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
その他	その他本事業を実施するために直接必要な、他の費目に該当しない経費(事業成果を獲得するために必要不可欠の経費で、かつ、交付決定の手続を経ていること。)	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記の経費であっても次の場合にあっては、補助対象経費として認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル